

社会福祉法人緑野会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑野会（以下「本会」という。）の定款第8条、第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。但し、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は年額とし、理事会等本会業務へ年3回以上出席した者に、定款第21条に定める金額の範囲内で、別表2に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。
- 3 役員を兼任する非常勤職員、嘱託職員、常勤職員については、無報酬とする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金を本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第5条、第15条第1号及び第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、出張旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(附則)

この規程は、平成29年11月20日より施行する。

令和元年6月15日一部改定

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（一人当たり）
評議員	5,000円＋源泉徴収税額

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬年額（一人当たり）	支給条件
理事	25,000円＋源泉徴収税額	理事会に年3回以上出席の者
監事	25,000円＋源泉徴収税額	理事会に年3回以上出席の者